

配水施設等除雪業務仕様書

1. 業務概要

本委託業務は、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（以下、「甲」という。）が行う水道局配水施設等維持管理業務で求められている 50 施設の除雪業務を実施するものである。

受託者(以下、「乙」という。)は、別紙1に掲げる施設において除雪を行うものとする。

2. 遵守事項

本業務の実施にあたっては、この仕様書に基づくものとし、本仕様書に明示されていない事項、疑義が生じた事項、その他必要な事項については甲と協議し決定するものとする。乙は、いかなる場合でも業務を履行できるよう準備体制を整え、不測の場合は直ちに甲に申し出なければならない。

3. 業務履行場所等

本業務の履行場所は、別紙1に示す各施設とし、別紙2及び添付図面に記載された除雪回数並びに除雪範囲を参考とする。

図面の青色は除雪機で行ってもよい範囲、赤色は人力で行う範囲を示している。

4. 業務日時

乙は、甲から配布される「週間除雪予定表」に基づき、甲の業務担当者と打合せを行い、点検前までに除雪を完了しておくこと。「週間除雪予定表」については、前週末までに配布する。また、週間除雪予定表以外の緊急性を要するもの等については、必要に応じて電話連絡で行うものとする。

作業時間は 9 時から17時までとし、業務時間の延長は、甲の承諾を得るものとする。

5. 人員の適正配置

- (1) 乙は、業務を管理・統括して総合的な調整を行う業務責任者を定め、業務着手後に速やかに甲に届け出、承諾を得るものとする。
- (2) 乙は、業務遂行に必要な人員を適正に配置し、業務が円滑かつ確実に実施できるように業務従事者を確保し、業務着手後に速やかに甲に届け出、承諾を得るものとする。

6. 提出書類

- (1) 乙が、甲に提出する書類は、下記（別表）のとおりとする。また、必要と認められた場合は随時提出しなければならない。
- (2) 乙は、作業実施後、「作業日報」(様式-4)に作業者・作業場所・作業時間等を記載し、速やかに提出すること。
- (3) 作業時間は、業務担当者の指示により構内において作業を開始した時刻から作業が終了した時刻を記載すること。
- (4) 作業写真は、下記事項を記載した黒板を入れ作業前と作業後の状態を鮮明に撮影し、「作業日報」に添付すること。

黒板記載事項

1.施設名 2.作業日 3.受託者

(別表)

提出書類	提出部数	提出期限
業務着手届 (様式-1)	1	着手後速やかに
業務責任者指定通知書 (様式-2)	1	着手後速やかに
業務従事者名簿 (様式-3)	1	着手後速やかに
自賠責保険証 (写し)	1	着手後速やかに
自動車任意保険証他 (写し)	1	着手後速やかに
作業日報 (様式-4)	1	作業終了後速やかに
作業写真	1	作業日報に添付
業務完了届 (様式-5)	1	業務完了後速やかに
業務報告書 (様式-6)	1	業務完了後速やかに
業務施行協議簿 (様式-7)	1	協議後速やかに

7. 業務履行及び業務管理

- (1) 石狩圏の冬期の気象情報を収集し、札幌地区の積雪状況を常に把握すること。さらに、甲の「週間除雪予定表」を参考にして、業務責任者と打ち合わせを行い、除雪を実施すること。
また、除雪を行う判断基準については、甲の担当者との協議を通して基準を設けること。
- (2) 甲が点検等で施設に入場する前に除雪されている事を原則とし、突発的なトラブル等が発生した場合にあっても直ちに対応するとともに、作業が中断しない様にしなければならない。
- (3) 業務の履行に当たっては、敷地内の設備(門扉や電線等)を破損しないよう細心の注意を払い安全で効率的に実施し、かつ道路交通法等関係法令を厳守しなければならない。
- (4) 乙は、事故防止のため、作業時は「作業中」等の注意掲示をするなどの保安対策を講じなければならない。
- (5) 道路及び宅地等に隣接している施設では、雪が歩行者や通行車両、民地に飛散しないよう特段の注意を払うこと。
- (6) 「盤溪配水池」の除雪に関しては、公道に駐車して除雪作業を行うため、所轄警察署より、「道路使用許可証」の交付を受けるとともに、道路交通誘導員を配置すること。
- (7) 乙は、この業務を受託するに当たり、作業車両について自動車損害賠償保障法第5条に定める「責任保険」のほか、任意保険に加入するとともに本業務に必要な保険に加入していなければならない。また、加入した保険証書の写しを提出すること。
- (8) 乙は、月毎の業務が完了した時は、「業務完了届」(様式-5)及び「業務報告書」(様式-6)を甲に対して、速やかに提出しなければならない。
- (9) 業務場所の鍵は、別途、水道局からの貸与を受けること。

8. 履行期間

令和7年12月1日～令和8年3月31日

9. 負担の範囲

- (1) 本業務に必要な設備機器や消耗品(ガソリン等)は、原則として乙の負担とする。
- (2) 乙の責に起因して、本業務中に発生した門扉・フェンス・ポール等や、アスファルト・法面の損傷に対する修理及び一般車両等の事故に対する損害賠償・人身事故等の補償等については、一切を乙が責任を持って行うこと。
ただし、甲の責に起因したものについては、この限りではない。

10. 環境への配慮

甲が取組む環境低減に配慮した事業活動に準じ、環境に配慮した業務履行に努めること。

11. 情報セキュリティへの配慮

甲が取得したISO27001/ISMSの情報セキュリティ基本方針に則り、情報セキュリティに配慮した業務履行に努めること。

12. 業務の主管課

本業務全般について協議を行う主管課は

札幌市豊平区西岡2条2丁目6-3 札幌市水道局 配水センター内

一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会

浄水部 水質管理課 配水施設係とする。

電話:011-853-3600 FAX:011-853-3617